地域に降りかかる市民監視の網に抗う

――土地規制法の恐ろしい実態

谷山 博史

1. 土地規制法成立の衝撃

6月16日未明、政府が安全保障上重要だと判断した施設の周辺および国境離島における土地利用を調査、監視、規制する土地規制法案が可決・成立した。市民の基本的人権や土地取引という私権を制限する極めて重要な法案であるにもかかわらず、審議時間は衆参両院合わせてわずか40時間足らずであった。6月15日の夜、私は本会議に参加していた参議院議員とSNSで連絡を取り、議会運営の動きを固唾を飲んで見守っていた。

この日の参院の動きは目まぐるしかった。前日内閣委員会では採決を強行しようとした委員長の機先を制して、立憲民主党、共産党、社会民主党の3党が委員長解任決議案を提出。だが、翌15日否決され法案は委員会で可決された。続いて与党は本会議での採決の構えを見せた。前日野党4党が内閣不信任案を提出し、この日に否決されたばかりであった。その日の内に土地規制法のような重要法案を採決するのは異例である。

これに対して同じ野党4党が議員運営委員長の解任決議案を本会議に提出した。審議は0時を過ぎても続けられて解任決議案が否決。そしてあろう事か、土地規制法も強行採決され可決・成立してしまったのである。

私たちは4月の後半に法案に反対する緊急声明を公表し、賛同した全国300超の市民団体とともに法案を廃案にするために活動を展開してきた。記者会見を1回、院内集会を4回、国会前抗議集会を2回開催すると同時に、声明賛同300団体に呼びかけて全国で一斉のFAX要請と抗議、ツイッター・デモなどを行なってきた。FAXアクションでは参院での参考人質疑、連合審査、内閣委員会委員長の解任決議案の提出を要請し実現させ、ツイッター・デモでは「#土地規制法案を廃案へ」のハッシュタグで同時ツイートが参院審議の最終日に15万ツイートを超えた。市民の反対運動が盛り上がりを見せるのと並行してメディアの多くが連日法案の問題点を扱うようになってきていた。

その矢先、国会会期末日の憲政史上でも稀にみる異例の強行採決である。そこには与党・政府の焦りを見て取ることができる。市民団体やメディアの批判が高まり、14日の参議院内閣委員会での参考人質疑で一気に潮目が変わったからである。与党推薦の参考人までが答弁で揺らぎを見せ、法案賛成の立場の国民民主も揺れ始めたのを見て、国民の中に反対論が広がる前に成立させて批判を封印しようとしたと考えて間違いない。

2. 法案の背景から法の実態が見える

《1》外国企業の土地取得規制という煙幕

政府・与党を追い詰めたといっても法案の危険性が市民に浸透するのは遅かった。また沖縄を除いてメディア全体として最初は反応が鈍かった。その理由に政府の仕掛けたバイアスの罠がある。バイアスというのは法案が「外国資本の土地取得規制」という触れ込みで提出されたことにある。外国資本による基地周辺の土地取得が問題だという危機感を煽って、法案に対する人々の警戒心を他に逸らしたのである。中国脅威論や嫌韓論を巧みに利用した情報操作だ

国会議員会館前で「土地規制法」審議強行に抗議する人びと（6月15日）

といえる。２０２０年12月24日に提出された「国土利用の実態把握等に関する有識者会議」の提言の「はじめに」を読めば政府の意図が分かる。

冒頭で「国境離島や防衛施設周辺等における土地の所有・利用を巡っては、かねてから、安全保障上の懸念が示されてきた。経済合理性を見出し難い、外国資本による広大な土地の取得が発生する中、地域住民を始め、国民の間に不安や懸念が広がっている」としているが、ここには日本人に対する安全保障上の土地利用規制が必要だという記述は一つもない。しかも事例を上げて「長崎県対馬市では海上自衛隊対馬防備隊の周辺土地が、また、北海道千歳市では航空自衛隊千歳基地の周辺土地が、それぞれ外国資本に取得され、地域住民の不安や懸念を背景に、市議会において、様々な議論が行われている」とし、ご丁寧にも両議会の議事録が資料として添付されている。しかし、これは議会総意の意見書ではなく、どちらも議員が問題提起しているだけである。しかも国会審議で明らかになったのは、対馬の事例では韓国人が経営する民宿の話、千歳市の事例ではＩＲ（カジノを含む複合型リゾート）のための土地取得だったということである。

これは立法事実の問題に結びつく。外国資本による基地などの機能阻害リスクは存在しない。少なくとも政府は例示すらできない。国会審議での政府答弁は論理破綻を起こしている。小此木特命大臣は5月21日の答弁では「リスクがあるかどうかしっかり調査するのが目的」と言い、5月28日の答弁では「（立法事実を）探していかなければならない」と言っている。つまり立法事実はなく、この法律は必要ないのである。

《2》ＧＡＴＳ問題へのすり替え

外国資本の土地取得規制という触れ込みで法案が提出されたが、この目的のために日本全国に及ぶ膨大な数の市民の基本的人権を制限することになるとすれば、目的と手段が大きく乖離している。このことについて、政府は答弁でつぎのようなことを言っている。「本来は外国資本の規制だったが、ＷＴＯのＧＡＴＳ協定（サービスの貿易に関する一般協定）第２条の最恵国待遇の規定があるので、内外不差別原則に基づいて広く外国人以外にも適応するものにした」と。

確かに日本はＧＡＴＳ協定加盟の際に適応外の留保事項をつけていない。アメリカはつけているので日本とアメリカの関係でいうと片務的である。では加盟後に約束表を修正できないのかというと、ＧＡＴＳ協定21条には修正規定がある。また14条には安全保障上の理由による例外規定もある。21条の修正規定は規制を緩める方向での修正が基本なので大変な交渉が必要になるであろうし、14条はやり方を間違えると賠償責任を問われることもある。しかし国民の基本的人権を犠牲にしていいという理由にはならない。そもそも国会審議では伊波洋一議員が外交防衛委員会で問題提起した以外真剣に議論された形跡がない。その理由

は本来の目的が国民監視であるということであり、ＧＡＴＳ問題は名目に過ぎない。

3．法の問題点10項目

「重要土地調査規制法案」反対緊急声明では法案（条文修正なく法が成立したので法そのもの）の問題点として10項目を上げた。これらの問題点は国会審議を通して何一つ解消されてはいない。

①立法事実は存在しない。不必要である。
②法案中の概念や定義が曖昧で政府の裁量でどのようにも解釈できるものになっている。
③重要施設周辺の土地・建物利用者の個人情報はことごとく収集され監視される。
④具体的な違法行為がなくても特定の行為を規制できる。
⑤「関係者」に密告を義務付け、地域や活動の分断をもたらす。
⑥事実上の強制的な土地収用である。
⑦不服申し立ての手段がない。
⑧膨大な量の個人情報の入手・蓄積・分析のために情報機関が強化される。
⑨基地や原発の調査・監視行動も規制の対象とされる。
⑩法案は戦前の「要塞地帯法」の拡大版の再来であり、憲法と国際人権法を著しく侵害する。

上記のうち法の立て付けそのものの重大な欠陥は③であり、他のすべての問題が法の運用の時点で顕現する恐れを内在している。法は基地や原発などの国の安全保障に関わる「重要な施設」周辺や国境離島を「注視区域」指定し、土地・施設の所有者や利用者の行動を監視、調査、規制するものである。施設や国境離島の機能を阻害する行為を働く者には中止勧告・命令をし、命令に従わない場合は懲役を含む刑罰も課す。

「重要注視区域」に指定されれば土地建物の取引も規制される。条文で分かるのはここまでである。だが対象となる指定区域がどこなのか、区域指定の要件である「重要施設」、守るべき重要施設や国境離島の「機能」は何なのかもわからず、調査の対象者・内容・方法はどうで、規制するべき「阻害する行為」は何かなど、すべてが曖昧で、政令や基本方針で定めるとするものも含めて内閣総理大臣などの判断に白紙委任する内容になっている。国会審議では法による市民規制の根幹をなす事柄が、「安全保障上の理由から答えられない」、法案成立後に設置される「審議会の意見を聞いて決める」などと、政府がすべてを決めるものだという意向が鮮明になった。

この法律による調査と規制のターゲットは第一に沖縄や原発施設の周辺地域であることは間違いない。しかし指定の対象に「生活関連施設」があることから分かるように、全国で限りなく調査・監視と規制の対象が広がる可能性がある。調査では指定区域内の土地や建物の所有権者や賃借権者だけでなく、「その他関係者」にも情報提供の義務が課され、公安警察や自衛隊の情報保全隊が情報収集の実働部隊にもなるであろう。これは軍の命令によって住民同士が監視し合い虐殺まで引き起こした沖縄スパイ戦の再来と言える。

4．今後何ができるか

《1》パブコメを実施させる

今後政府基本方針が閣議決定され、審議会が設置され、注視区域・特別注視区域が指定されるという施行プロセスに入る。この過程でこれまで曖昧にされていた市民の調査・監視と規制の実態が明らかになる。まず真っ先に問題になるのが閣議決定で定まる基本方針の内容である。基本方針では重要施設や国境離島の機能を「阻害する土地等の利用の防止」、「注視区域および特別注視区域の指定」、「調査」、「勧告・命令」、「阻害する行為の具体的な内容」などに関する基本的な事項を定めるとされている。

名護市役所前の抗議集会で発言する筆者

国民の不利益処分を伴う行政の命令がすべての項目に関わっている以上、これはパブリックコメントの対象とすべきものと考えてよいだろう。政府に対して、意見書、声明、国会議員やメディアへの働きかけを通してパブコメを実現させるべきである。そしてパブコメ実施が実現できたら多くの市民団体や個人にコメントを呼びかけよう。多く集まればメディアも大きく取り上げるであろうし、市民、メディア、国会による政府監視の空気を醸成し、監視運動の土台を作ることにもなる。

《2》自治体議会で廃案を求める意見書や議決を採択させる

この法は区域指定も調査も処罰もすべて総理大臣の名のもとに行なわれるが、区域指定されるのも、調査協力させられるのも、住民が分断されるのも、経済的な不利益が生じるのも地域である。戦争準備の法であると同時に地域の問題であることをいち早く感じ取ったのは沖縄の自治体である。6月18日、沖縄県北谷町議会は全国に先駆けて廃案を求める意見書を採択した。続いて6月30日には名護市議会が「即時廃止を求める意見書」と「即時廃止と臨時的対応を求める決議」を採択した。同じ日に市民団体が名護市役所前広場で議会報告と抗議の集会を開催している。

名護市議会の決議は廃案を求めるだけではなく、第2項で「内閣総理大臣からの情報提供要請に対し拒否すること」、第3項で「外部機関への市民の個人情報を提供する際はその個人及び法人に対し、提供した相手並びにその情報及び目的を通知すること」を市に求めている。本人が知らないところで調査と監視の網が張り巡らされ、そのことに市が協力させられる運用の闇をガラス張りにするよう求める画期的な内容である。

市民の間にも動きが生まれている。自分たちの住む自治体議会に意見書と決議の採決を求める請願に向けた動きである。北谷町や名護市は法に反対する立場の議員が多数を占めていたので採択が実現したが、そうでない場合採択は難しいのも事実だ。だからといって意味がないかというとそうではない。議会への請願を署名運動とセットで行なうことで広く住民に法の問題点と危険性を知ってもらうことができるからである。法は成立したが、住民は受け入れたわけではないことを行動によって示すことが大事である。この運動は沖縄だけではなく全国で展開することで政府にNOを突き付けよう。

《3》衆議院選の候補者に法の廃止を公約させる

国政で再び法の問題を喚起し、市民の声を国会に反映させるためには次の衆議院選挙が好機である。各候補者には法の廃止を公約に入れるよう要望し、法案に賛成した政党には抗議文を送りつけよう。要望や抗議は選挙事務所や政党の地方支部にFAXやメールや電話で行ない、土地規制法が地域の問題として選挙の争点であることを地元の新聞に書いてもらおう。

あきらめたら終わりである。あきらめずできることから始めよう。それが戦争と監視社会に向かう流れを食い止めることに繋がるのである。

（たにやま・ひろし／「重要土地調査規制法案」反対緊急声明事務局／日本国際ボランティアセンター顧問）